

真栄小学校 いじめ防止基本方針

令和8年10月改訂

1. はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が安心して学校に通い、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために、『真栄小学校いじめ防止基本方針』を策定する。この方針は、状況の変化、学校関係者の意見等を取り入れながら、必要に応じて改訂を行っていく。

2. いじめについて

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法より）

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍する等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「児童等」とは、学校に在籍する児童または生徒をいう。

※「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツ少年団等当該児童生徒が関わっている他校の仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

(2) いじめについての基本的理解

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

国の「いじめ防止等のための基本的な方針」においては、具体的ないじめの態様として、以下のものが記載されている。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

この他にも多様な態様があることを鑑み、定義に位置付けられている「心身の苦痛を感じているもの」を限定解釈せず、本人が否定していたり、本人の知らないところで被害が発生していたりする場合も含め、きめ細かな観察と対応に努めていく。

また、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や、軽い言葉で相手を傷つけたがすぐに加害者が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応を行う。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、いじめ対策委員会で情報共有を行う。

3. 本校の取組

(1) いじめ防止のための基本的な姿勢

- 学校、学級内にいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行います。
- 児童、教職員の人権感覚を高めます。
- 児童と児童、児童と教職員、教職員同士をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめの問題を早期に解決します。
- いじめの問題について、保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

(2) 校内組織～いじめ対策委員会

- いじめの防止等に係る全ての取組は、校長の監督の下、行う。
- いじめ対策委員会を設置し活動する。構成員は、校長、教頭、主幹教諭、教務主任、保健主事、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他関係の教職員とし、必要に応じて、弁護士、医師、警察官経験者、教育学者などの外部専門家等や地域の関係者を加える。
- いじめの疑いを把握した場合は、いじめ対策委員会をただちに開催する。構成員全員がそろわない場合でも、速やかに対応する必要があることから、出席可能な構成員のみで会議を行う。
- 校長が不在時には、教頭の監督の下、会議を行う。その後校長へ報告し決裁を得る。
- 構成員がやむを得ず会議に参加できない場合には、会議日以外に個別に意見を求める。
- いじめ対策委員会は、定例の会議を月に1回開催し、いじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況を確認する。
- 複数の教職員がそれぞれ集めたいじめに関する情報は、ICTも活用し、いじめ対策委員会で集約と共有を図る。また、アンケート結果など過年度の情報も含め、児童ごとに個別に情報をまとめるなどして、経年的に把握できるようにする。
- いじめに係るアンケート実施後の定例会議では、アンケート結果や面談等の内容について検討する。
- いじめ対策委員会では会議録を作成し、校長の決裁を得る。また、個別の対応状況については、会議録とは別に記録する。

(3) 未然防止

①互いに認め合う授業づくり

～ペア学習や小交流などを取り入れながら、一人一人の考えやよさ、多様性を大切に

し、互いに認め合う学習により、自己有用感と自己肯定感を高めるとともに、子どもの豊かな心を育み、いじめの未然防止につなげる。

②道徳教育の充実

～生命尊重や思いやり等、道徳教育の充実を図る。年1回全学級による道徳の参観授業を実施し、家庭での話し合いなどの啓発を行う。

③発達段階に合わせたネットモラル教育の充実

～インターネット上に誹謗中傷を書き込むなどの行為は、取り返しのつかないことになることや、犯罪行為につながる可能性があることなど、ネット上のいじめ防止に係る指導を行う。

④学校生活全般を通じた認め合いの活動

～学校行事、児童委員会の活動を通して、学級・学年の児童や他学年の児童のよいと思ったことをカードに書いたり、直接話して伝えたりするなどの場を設定し、一人一人のよさや多様性を認め合う場をつくる。

(4) 早期発見

①アンケートの実施

～年3回の児童アンケートを実施し、悩みやいじめの把握に努めるとともに、教育委員会による調査を11月に実施し、問題の把握と指導を行う。

～「いじめられている」「いじめを見かけた」「悩みがある」等の回答があった場合は、学校や保護者と情報共有を行うとともに、丁寧な聞き取り調査と問題の解決に向けた指導を行う。(面談⇒指導⇒保護者への連絡⇒報告)

②教育相談の充実

～日常的な児童の見守りと、アンケート実施時期に担任が児童と面談を行い、未然防止や早期発見に努める。担任以外の教職員も積極的に子どもと関わり、学校全体で温かく見守ることを大切にしていく。

③地域・家庭との連携

～いじめのサインチェックシートを配付し、情報の収集に努める。

④スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育巡回相談員との連携

～それぞれの視点で子どもを見取り、情報共有を行う

⑤アセスメントシートの活用

～教職員個人の差によらない、客観的ないじめの認知の判断と組織としての対応ができるようにする。

未然防止と早期発見について学校いじめ防止プログラムに位置付け、その取組の成果と課題を評価するとともに、必要に応じて学校いじめ防止プログラムの見直しを図る。

(5) 対処

①教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、または、いじめと思われる行為を見付けた場合は、速やかに管理職に報告する。集約した情報は5W1Hを明確にした整理をし、関係する児童に再確認をする。

②校長は、迅速に「いじめ対策委員会」を開催する。

③いじめの事実が確認された場合は、「いじめをやめさせ」「再発を防止する」ために、対応を協議する。いじめを受けた児童及び保護者に対する支援と、いじめを行った児童に対する指導とその保護者に対する助言を継続的に行う。また、全職員で情報を共有する。

【いじめられた児童等に対して】

- ・ いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全・安心を確保する。
- ・ いじめられた児童に対して「あなたが悪いのではない」ということを伝えるなど、自尊感情を損なうことがないように配慮する。
- ・ 心配していることや不安に思うことを共感的に聞き取り、スクールカウンセラー等とも連携しながら、心のケアに努める。

【いじめた児童に対して】

- ・ 「いかなる理由があろうともいじめは絶対に許されない」という姿勢で臨み、いじめ行為をやめさせることを指導する。
- ・ 不平、不満や言い分、訴えを聞き、抱えている問題を解決するための支援を行う。また、活躍の場や役割を当て、所属感、自己有用感を高めていけるような場を設定し、集団の中で孤立感を抱かせないように配慮していく。
- ・ いじめを受けた児童の苦しみを理解させ、自分の行為の責任を自覚させる指導をし、いじめを受けた児童に心から謝罪できるようにすることで、人間関係の修復に努めていく。

【周囲の児童に対して】

- ・ はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりすることは、いじめを深刻化させると改めて指導するとともに、いじめをそのままにせず、止める勇気、誰かに知らせる勇気の必要性を説いていく。

【保護者との連携】

- ・ いじめられた児童の保護者には、いじめの情報を把握次第、速やかにその段階の事実関係を伝えるとともに、聞き取りや心のケアなど、協力を依頼する。
- ・ いじめた児童の保護者には、事実関係を正確に伝えるとともに、以後の対応を適切に行えるように協力を求める。

④校長は、必要があると認めたときは、いじめを行った児童に対して別の教室で学習を行わせるなど、いじめを受けた児童が安心して教育を受けるための措置を講ずる。

⑤犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会と連携し、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める。

⑥いじめ解消の判断は、国の方針で目安として定められている事案対処後3か月を目途として、被害児童及び保護者との面談等による確認の結果を踏まえ、いじめ対策委員会において

て行う。

⑦いじめが解消※してからも、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該児童を注意深く観察する。

⑧進級進学・転学の際に、確実に情報を引き継ぐ。中学校へは小中引継委員会で内容を確認し、確実に引き継ぐ。(いじめアンケート調査用紙は3年間分保管し、アセスメントシートとともに引き継ぐ)

※いじめが解消している状態の定義

～国の「いじめの防止等のための基本的な方針」より

いじめが解消している状態とは次の2つの条件が満たされているものをいう。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

（6）いじめの見逃しや一部の教職員による抱え込みを防ぐための取組

- 児童生徒の心配な状況を教職員が把握した際に、一人で情報を抱え込むことのないよう、身近な教職員に相談できる職場の組織風土を醸成する。
- 児童生徒の変容など、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、ICTも活用するなどして、その都度、学校いじめ対策組織はもちろんのこと、学校全体で共有する体制を整える。
- 「いじめ見逃しゼロ」を徹底するために、認知及び解消については、担任などの個人に委ねず、学校いじめ対策組織で判断することを徹底する。
- 国の方針で定められている、いじめの解消の目安である3か月に至るまでの間、教職員による見守りを実施するとともに、被害児童生徒及び保護者との面談等を通じて、心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認する。加えて、加害児童生徒の保護者に対しても、学校における状況等を共有し、保護者と連携して指導と見守りを行う。

（7）重大事態への対応

いじめの重大事態が発生した場合は、国や札幌市のガイドラインに基づいて、事実関係を可能な限り明確にし、学校は事実と向き合い、当該重大事態と同種の事態の発生に努める。

※重大事態の定義 ～「札幌市いじめ防止等のための基本的な方針」より

- ①いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ②いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間 30 日を目安とする。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の判断により教育委員会に報告する。また、被害児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして教育委員会に報告する。

- ①重大事態が発生した場合、教育委員会へ重大事態発生を報告する。
- ②教育委員会の判断により学校が主体となって事態の調査にあたる場合には、いじめ対策委員会の下に「調査組織」を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
教育委員会が調査の主体となる場合には、資料の提出など、調査に協力する。
- ③いじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
- ④調査結果を教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。